

万一のときの保障をしっかりと
確保しながら、将来の資産形成に
お役立ていただける保険



TOKIO MARINE
NICHIDO

 **マーケットリンク**

新変額保険(有期型)[無配当]

2020.10
改定

1 今から考えたい「**みらい**」のこと

STEP
1

ご自身の
ライフイベントを
イメージする。

人生を楽しむために、「いつ」「いくらか



結婚費用

結納・婚約～新婚旅行の総額の平均*1
461.8万円

20歳



教育費 幼稚園から大学まで

すべて国公立自宅生*2 すべて私立、文科系自宅生*2
1,058万円～ 2,454万円～

30歳

40歳

現役時代

STEP
2

ご自身に
起こりうる
リスクを考える。

万一（死亡・高度障害）の

万一のとき、残されたご家族がこれから迎えるライフイベントを乗り越え、**今までどおりの生活を送るために**、「生活資金」や「教育費」等を備える必要があります。

私たちの生活に直接
足りないという可能

インフレで身近なものが**値上がり**することもあります。

バター1箱(200g入り)の値段*7

小麦粉1kgの値段*7



ご家族とご自身の「今」と「みらい」を守るために、

万一のリスク

長生きのリスク

インフ

リスクに備える

STEP
3

金融市場の変化に連動して、「万



出典：*1 ゼクシィ 結婚トレンド調査2019 調べ *2 日本政策金融公庫「平成29年度 教育費負担の実態調査結果」、文部科学省「平成28年度 子供の学習費調査」「私立大学等 *3 (独)住宅金融支援機構「2018年度 フラット35利用者調査」 *4 ゆとりある老後生活費月額36.1万円*5-会社員の公的年金受給額例 月額22.0万円*6 *5 (公額の例 会社員の場合(令和2年度(月額)) *7 総務省統計局「小売物価統計調査」の結果より東京都区部の年平均価格を掲載 *8 農林水産省「平成30年度 2028

ポイント

- ライフイベントをイメージし、より具体的にリスクを考えてみましょう。
- 予測できない「みらい」にどのように備えるのかを考えてみましょう。

「**かかるか**」を考えることで、「**みらいのお金**」が見えてきます。



住宅購入

マンションの場合*3
約4,437万円

建売住宅の場合*3
約3,442万円



退職後の快適な生活にむけて

用意したいお金
約3,300万円～

例えば80歳までの「退職後に快適な生活を送る」ための夫婦2人の年金不足額
月額14.1万円*4×12か月×20年=3,384万円

60歳

退職後

リスク

長生きのリスク

人生100年時代を楽しむためには、退職後の快適な生活を送るための収入計画をたてる必要があります。100歳まで楽しめるよう「**自分年金**」の準備が必要です。

インフレのリスク ～物価上昇のリスク～

影響する物価は、その時々々の環境変化に応じて変動しています。今の物価で備えを考えると、「みらい」のその時になって備えが性があります。**物価上昇のことも考えて準備**しておく必要があります。

特に輸入品の物価は、日本の景気動向だけでなく、**海外での需要により上昇**することもあります。

国際価格の予測*8

	2015～2017年(基準年) 価格	2028年(目標年) 名目価格(予測)
バター	361ドル/100kg	606ドル/100kg
小麦	182ドル/トン	236ドル/トン

67.7% アップ

29.8% アップ

インフレは様々な要因で起こります。

気候変動による
影響



新興国との
輸入の競争



人口増加に伴う
食料需給の増大



今の日本の状況だけ考えて、備えれば良いということではないかもしれない。



「**レ**」のリスクに備えるため、**生命保険を活用**する方法があります。

「**一**の備え」と「**資産形成**」ができる生命保険

トリンク 新変額保険(有期型)[無配当]

ご注意

本商品は投資リスクがある商品です。運用実績によっては損失が生じる可能性があります。

の平成29年度入学者に係る学生納付金等調査結果「文部科学省令」、(独)日本学生支援機構「平成28年度 学生生活調査結果」(昼間部)をもとにエフピー教育出版試算財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」 *6 厚生労働省「令和2年度の年金額改定について」令和2年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金年における世界の食料需給見通し-世界食料需給モデルによる予測結果-

はじめに

特長

ご契約例

特別勘定

費用

選択肢

各種サービス

投資について

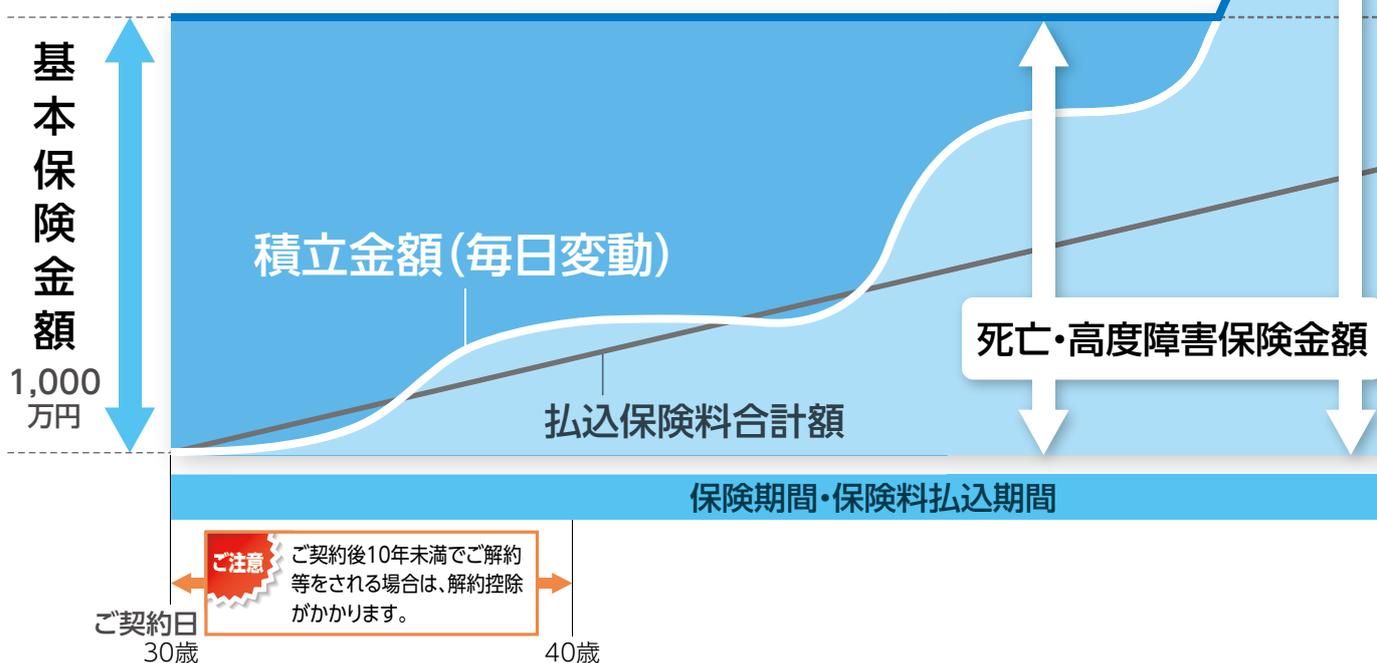
2 マーケットリンクの「特長」と「しく

特長 1 死亡・高度障害の保障を確保

- 死亡・高度障害状態になったとき、死亡・高度障害保険金をお受け取りいただけます。
- 死亡・高度障害保険金額は、基本保険金額または保険金の支払事由が生じた日の積立金額のいずれか大きい金額となります。^(※1)

(※1) 死亡保険金、高度障害保険金、満期保険金はいずれか1つのみお受け取りでき、重複してはお受け取りできません。

ご契約例 ご契約年齢 ▶ 30歳(男性) 保険期間 ▶ 65歳 月払保険料 ▶ 19,130円
2020年10月1日現在 基本保険金額 ▶ 1,000万円 保険料払込期間 ▶ 65歳 (口座振替扱)



特長 2 資産形成に役立てる

- 8種類の特別勘定から運用対象を自由にご選択いただき、保険料の一部を積立金として運用します。
- 特別勘定の運用実績に基づいて満期保険金額や解約返戻金額等が変動(増減)します。

STEP 1 保険料の一部を運用する

- お払い込みいただく保険料から、保険関係費用の一部^(※2)を控除した金額を積立金^(※3)として運用します。

ご注意 お客様にご負担いただく費用があります。お払い込みいただく保険料の全額を運用するわけではありません。

➡ ご負担いただく費用は11ページへ

STEP 2 特別勘定で運用する

- 積立金の運用対象は、8種類の特別勘定からご選択いただくことができます。
- 各特別勘定ごとに保険料を繰り入れる割合を1%単位で指定し、自由に組み合わせることができます。
- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金額の増減に反映します。

➡ 特別勘定は7ページへ

(※2) 「保険契約の締結および維持に必要な費用」「保険料払込みの免除に関する費用」を保険料から控除します。

(※3) 「死亡保険金・高度障害保険金を支払うための危険保険料に相当する費用」「基本保険金額を最低保証するための費用」「特別勘定の投資対象

特長 3 3 未来の選択肢

- 満期保険金をお受け取りいただくことができます。
- 終身保険に変更することができます。

選択肢 1

[詳しくは12ページへ](#)

満期保険金受取り方法の選択肢

- 保険期間満了時に生存しているとき、積立金額と同額をお受け取りいただけます。(最低保証はありません。)

一時金でお受け取り

一時金



年金でお受け取り
(年金支払特約)

年金



10年間

選択肢 2

[詳しくは12ページへ](#)

保障の選択肢

- 保険期間中または、保険期間満了日の翌日に、積立金または満期保険金を原資として保険料を一時払とする終身保険に変更することができます。

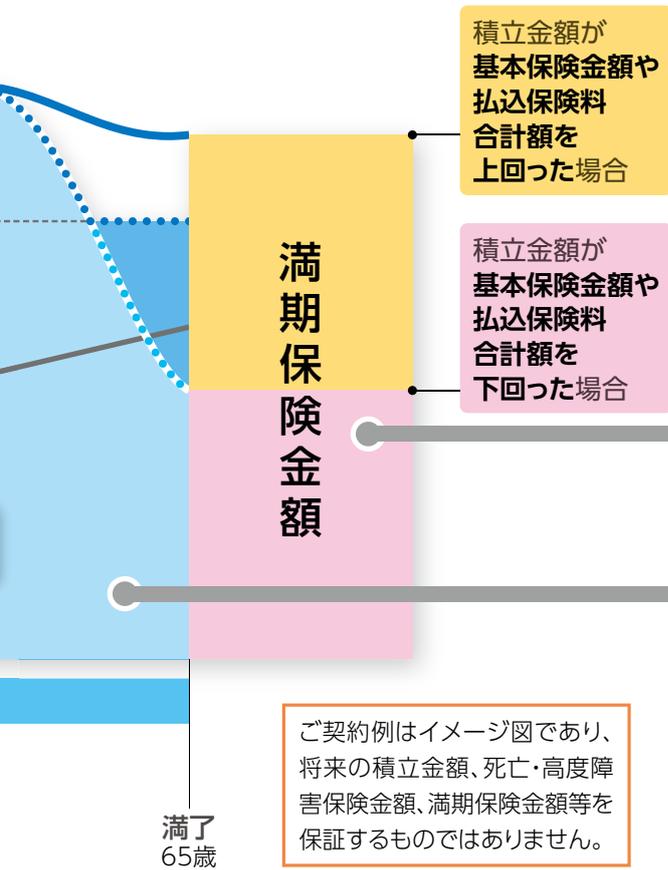
終身保険に変更する

終身保険

選択肢 3

[詳しくは13ページへ](#)

その他の選択肢



(注)ご契約の更新はありません。

STEP 3

満期保険金額・解約返戻金額等が変動する

- 特別勘定の運用実績に基づいて満期保険金額、解約返戻金額等が変動(増減)します。

ご注意

最低保証はありません

- 運用実績によっては満期保険金額、解約返戻金額等がお払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- ご契約後10年未満でご解約等をされる場合は、解約控除がかかります。

[解約控除は11ページへ](#)

ご注意

この保険は、金融商品取引法の販売・勧誘ルールの対象となる特定保険契約に該当します。ご契約をご希望の場合には、「ご契約のしおり・約款」に掲載しております「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。

投資リスクについて

ご契約者様に損失が生じるおそれがあります。
● 投資のリスクはすべてご契約者様に帰属します。特別勘定資産の運用成果がご契約者様の期待どおりでなかった場合でも、当社または生命保険募集人等の第三者がご契約者様に何らかの補償・補填をすることはありません。

3 ご契約例

ご契約例 (2020年10月1日現在)

男性

マーケットリンク 新変額保険(有期型)[無配当]

ご契約年齢 ▶ 30歳 保険期間 ▶ 65歳 月払保険料
基本保険金額 ▶ 1,000万円 保険料払込期間 ▶ 65歳 (口座振替) ▶ 19,130円

経過 年数	年齢	払込保険料 累計額	死亡・高度障害保険金額				解約返戻金額			
			特別勘定の運用実績				特別勘定の運用実績			
			-2.75%	0%	2.75%	5.5%	-2.75%	0%	2.75%	5.5%
5年	35歳	1,147,800円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	72万円	78万円	84万円	91万円
10年	40歳	2,295,600円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	152万円	175万円	201万円	232万円
15年	45歳	3,443,400円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	212万円	261万円	322万円	403万円
20年	50歳	4,591,200円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	263万円	344万円	459万円	625万円
25年	55歳	5,739,000円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	305万円	426万円	614万円	917万円
30年	60歳	6,886,800円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,304万円	342万円	508万円	791万円	1,304万円
35年	65歳	8,034,600円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,810万円	満期保険金額			
							379万円	596万円	1,000万円	1,810万円

女性

マーケットリンク 新変額保険(有期型)[無配当]

ご契約年齢 ▶ 30歳 保険期間 ▶ 65歳 月払保険料
基本保険金額 ▶ 1,000万円 保険料払込期間 ▶ 65歳 (口座振替) ▶ 18,610円

経過 年数	年齢	払込保険料 累計額	死亡・高度障害保険金額				解約返戻金額			
			特別勘定の運用実績				特別勘定の運用実績			
			-2.75%	0%	2.75%	5.5%	-2.75%	0%	2.75%	5.5%
5年	35歳	1,116,600円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	71万円	77万円	83万円	90万円
10年	40歳	2,233,200円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	150万円	172万円	198万円	229万円
15年	45歳	3,349,800円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	210万円	258万円	319万円	398万円
20年	50歳	4,466,400円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	261万円	342万円	456万円	618万円
25年	55歳	5,583,000円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	305万円	426万円	611万円	907万円
30年	60歳	6,699,600円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,288万円	344万円	510万円	791万円	1,288万円
35年	65歳	7,816,200円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,786万円	満期保険金額			
							381万円	597万円	1,000万円	1,786万円

(注)経過年数は契約日から起算した年数をいいます。上記の例表は各年度の末日を基準とし、当年度末までの保険料の全額が払い込まれたことを前提として計算しています。なお、万円未満の端数は切り捨てて記載しています。

左表の例示の利率および数値について

- 例表の数値は、特別勘定の運用実績が例示の利率(-2.75%、0%、2.75%、5.5%)で保険期間を通して一定に推移したものと仮定して計算したもので、確定数値ではありません。実際の死亡・高度障害保険金額や解約返戻金額は、運用実績により変動(増減)しますので、将来のお支払額をお約束するものではありません。
- 例示の利率は保険関係費用・資産運用関係費用を控除した後の年換算の運用利回りです。また、例示の利率は運用実績の上限または下限を示すものではありません。運用実績が-2.75%を下回ることもあります。
- 払込保険料から一定の費用を控除した金額が特別勘定に繰り入れられ、その後も一定の費用が特別勘定の積立金から控除されます。費用の詳細は11ページまたは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、左記の例表中、解約返戻金額は解約控除額を差し引いた後の金額を記載しています。解約控除については11ページをご覧ください。

解約について

ご契約を解約された場合、解約された時点でご契約は消滅し、以降の保障はなくなります。

解約と解約返戻金

- 生命保険では払い込まれる保険料は、預貯金のようにそのまま積み立てられているわけではありません。ご契約時には、その一部が販売、診査、証券作成等の経費にあてられます。ご契約中は、保険金の支払および生命保険の運営に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約返戻金は、お払込保険料の合計額と比べて少額となる場合があります。特に、**ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**
 - 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数等によって異なります。
 - 解約返戻金は、当社が解約に必要な書類^(※1)を受け付けた日(解約日)の積立金額をお支払いします。**ただし、解約日における保険料の払込年月数が10年未満の場合は、積立金額から解約控除額^(※2)を差し引いた金額をお支払いします。**
 - 主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。
- (※1) 完備された請求書類のことをいいます。
 (※2) 解約控除額は、基本保険金額・保険料払込期間・保険料の払込年月数等により異なります。

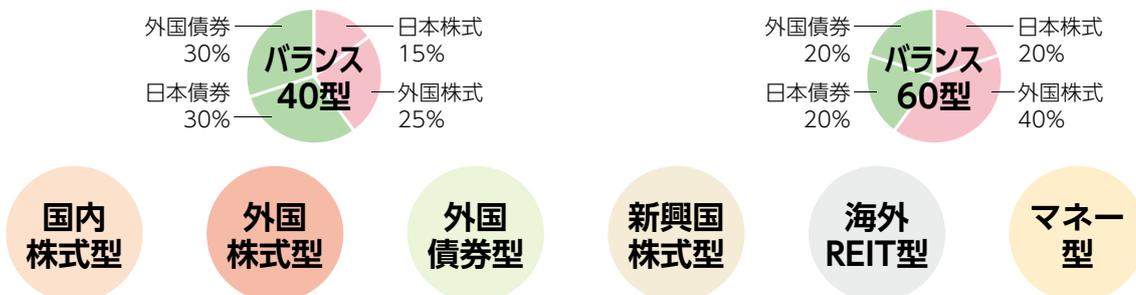
ご注意

解約返戻金の額は、特別勘定の運用実績に基づいて毎日変動(増減)し、運用実績によっては、お払込保険料の合計額と比べて少額となる場合があります。(最低保証はありません。)

4 特別勘定について - ファンドの選択 -

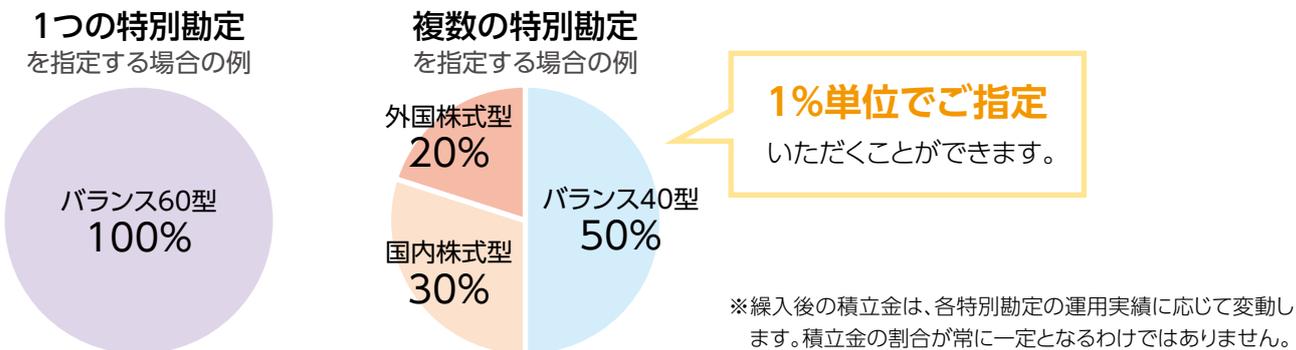
この保険では、満期保険金・解約返戻金等の原資となる積立金を運用するため、特別勘定を設け、他の保険種類の資産と区分して管理を行います。各特別勘定は、お客様のニーズにあわせて選択し、組み合わせることができます。

1 8種類の特別勘定から選択できる 特別勘定の種類および運用方針は9ページへ



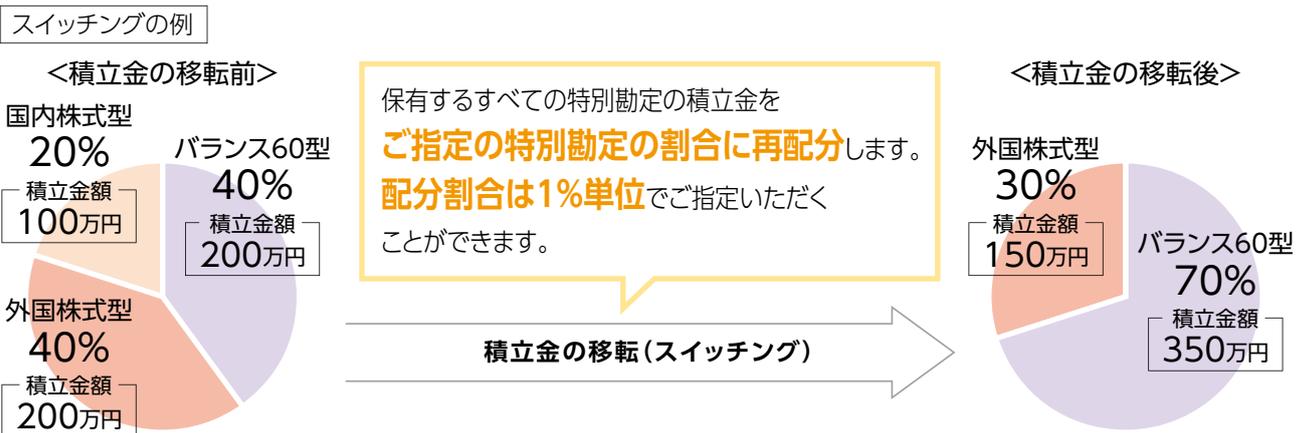
2 保険料の繰入割合を指定・変更できる お手続きの方法は15ページへ

- ご契約時に、特別勘定を1つだけ指定することも、複数をご組み合わせで指定することもできます。
- ご契約時に選択した特別勘定の種類の変更や、これからお払い込みいただく保険料の繰入割合を変更することができます。



3 積立金の移転(スイッチング)ができる お手続きの方法は15ページへ

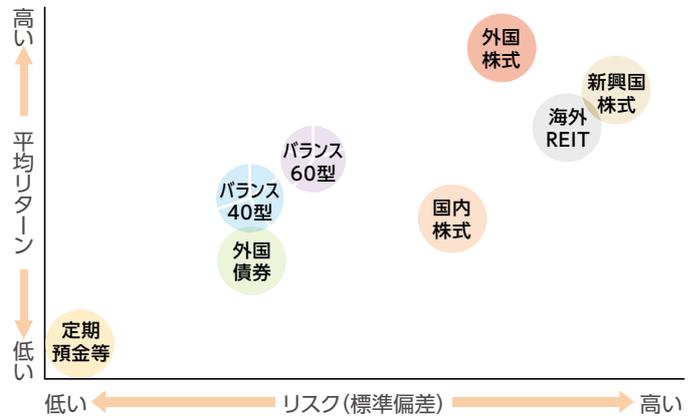
- 特別勘定の積立金を、他の特別勘定に運用先を変更(移転(スイッチング))することができます。
- 積立金の移転(スイッチング)は、1年*に12回を限度とし、費用はかかりません。
*年単位の契約応当日から翌年の年単位の契約応当日の前日までの期間をいいます。



繰入割合の指定・変更例や積立金の移転(スイッチング)の例は、特別勘定の選択例です。例示の特別勘定を推奨するものではありません。

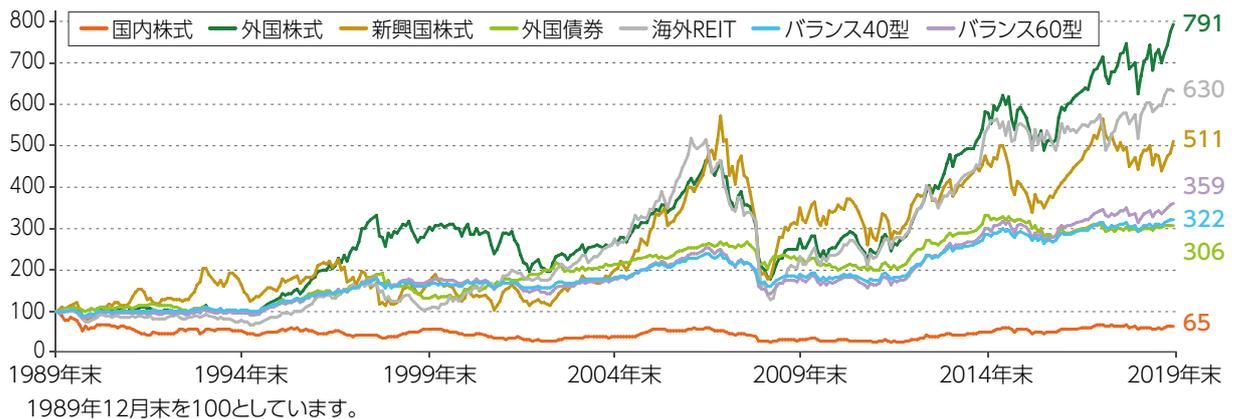
各資産のリターンとリスクのイメージ

一般的にリターンが高い商品はリスクも高く、リターンが低い商品はリスクも低くなると言われています。右図は各特別勘定の平均リターンとリスクを、各種インデックスデータを使用し、一定の条件のもと算出した結果をイメージ化したものです。平均リターンとリスクは、2005年1月～2019年12月までの月次データをもとに算出した年換算値です。過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではありません。また、各資産の平均リターンとリスクの枠の大きさは、実際の平均リターンとリスクの幅を表したものではありません。



資産価値の推移

長期的な目線で見ると、資産ごとにブレ幅(リスク)が異なることがわかります。直近のリターンだけで判断するのではなく、過去の情報を参考にしてみることも大切です。



〈出所〉

国内株式: 東証一部時価総額加重平均収益率、外国株式: MSCIコクサイ(グロス、円ベース)、新興国株式: MSCIエマージング(グロス、円ベース)、国内債券: 野村BPI総合、外国債券: FTSE世界国債(除く日本、円ベース)、海外REIT: S&P先進国REIT(除く日本、円ベース)



・運用コスト: Morningstar Direct

運用コストとして、2019年12月時点の各資産の平均信託報酬率(日本籍公募投信の信託報酬の純資産総額加重平均値)を、全期間に対して用いています。運用コスト: 国内株式: 1.1%、国内債券: 0.6%、外国株式: 0.8%、外国債券: 1.1%、海外REIT: 1.5%、新興国株式: 1.7%

・税金、及びリバランスに係る費用等の取引コストは考慮していません。利息・配当等は再投資したもとして計算しています。

・上記条件のもとイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社にてシミュレーションした結果です。

・過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではありません。

Copyright©2020イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社。著作権等すべての権利を有する同社から使用許諾を得ています。

「各資産のリターンとリスクのイメージ」および「資産価値の推移」は、実際の資産の運用実績を表したのではなく、今後の特別勘定のリターンを予想したり、保証したりするものではありません。また特定の特別勘定を推奨するものではありません。

特別勘定の選択は、ご自身が許容できるリスクの範囲で行うことが大切です。

はじめに

特長

ご契約例

特別勘定

費用

選択肢

各種サービス

投資について

4 特別勘定について - ファンドの選択 -

特別勘定の種類および運用方針

- 8種類の特別勘定から運用対象をご選択いただけます^(※1)。

特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託	特別勘定の運用方針	運用会社	費用 (信託報酬) ^(※2) (年率)
バランス 40型	東京海上・ 世界インデックス・ バランス40 (適格機関投資家限定)	主な投資対象とする投資信託を通じ、日本を含む主要先進国の株式や債券に分散投資し、中長期的な資産の成長を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。基本資産配分は、日本株式15%、外国株式25%、日本債券30%、外国債券30%です。 ^(※3)	東京海上 アセットマネジメント 株式会社	0.1980% (税抜0.180%)
バランス 60型	東京海上・ 世界インデックス・ バランス60 (適格機関投資家限定)	主な投資対象とする投資信託を通じ、日本を含む主要先進国の株式や債券に分散投資し、中長期的な資産の成長を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。基本資産配分は、日本株式20%、外国株式40%、日本債券20%、外国債券20%です。 ^(※3)	東京海上 アセットマネジメント 株式会社	0.1980% (税抜0.180%)
国内 株式型	TMA日本株式 インデックスVA (適格機関投資家限定)	主な投資対象となる投資信託を通じ、主としてTOPIX(東証株価指数)採用銘柄に投資を行い、TOPIXの動きに連動する投資成果を目指します。	東京海上 アセットマネジメント 株式会社	0.1760% (税抜0.160%)
外国 株式型	東京海上セレクト・ 外国株式インデックス	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く主要先進国の株式に投資を行い、MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	東京海上 アセットマネジメント 株式会社	0.2200% (税抜0.200%)
外国 債券型	東京海上セレクト・ 外国債券インデックス	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く主要先進国の国債に投資を行い、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	東京海上 アセットマネジメント 株式会社	0.1980% (税抜0.180%)
新興国 株式型	インデックスファンド 海外新興国 (エマージング)株式	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として新興国の株式に投資を行い、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	日興 アセットマネジメント 株式会社	0.3740% (税抜0.340%)
海外 REIT型	ノムラ海外REIT インデックス・ ファンドVA (適格機関投資家専用)	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く世界各国の不動産投資信託証券(REIT)に投資を行い、S&P先進国REIT指数(除く日本、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	野村 アセットマネジメント 株式会社	0.4400% (税抜0.400%)
マネー型 (※4)	(特に定めません。)	円建ての預貯金、短期金融商品を中心に運用を行います。流動性に十分配慮し、リスクを抑えた安定的な運用を行います。	—	金利情勢、投資対象とする短期金融商品によって変動します。

(※1) 特別勘定は新たに設定または廃止することがあります。特別勘定資産は、主に投資信託に投資することにより運用されますが、解約返戻金等のお支払いや積立金の移転(スイッチング)等に備えて一定の現預金も保有します。

(※2) 特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対する年率を記載しています。ご負担いただく費用については信託報酬以外にもあります。詳しくは11ページをご覧ください。

(※3) 資産ごとに次の指数を基本資産配分で合成したものを参考指数とします。また、原則として毎月末時点で基本資産配分に近づけるため、リバランス(資産配分の調整)を行います。

日本株式	TOPIX(東証株価指数)	日本債券	NOMURA-BPI(総合)
外国株式	MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)	外国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

(※4) マネー型は、マーケットの先行きが読みにくい局面で資金を一時的に退避させる目的でご利用いただけるようご用意しています。ただし、諸費用の控除等により積立金が減少することがありますのでご注意ください。

特別勘定資産の評価方法

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金額の増減に反映します。有価証券等については時価評価^(※5)を行います。有価証券等以外の資産については原価法によるものとします。^{(※6)(※7)}
 - (※5)時価については、当社が毎営業日の20時までに合理的な方法により入手できる価格を使用します。
 - (※6)外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によります。
 - (※7)資産の評価方法については、関係法令の改正等により、将来変更することがあります。

保険料の特別勘定への繰り入れ

- お申込みいただく保険料から、**保険関係費用**のうち保険契約の締結および維持に必要な費用ならびに保険料払込みの免除に関する費用を差し引いた金額を、特別勘定に繰り入れます。
- 保険料の繰入日

第1回保険料	ご契約日 ^(※8)
第2回目以後の保険料	保険料のお払込方法(月払・年払)に応じて、月単位または年単位の契約応当日

(※8)責任開始期(当社がご契約上の保障を開始する時)の翌月1日をいいます。

- 特別勘定へ繰り入れられた金額は特別勘定ごとに運用し、そこから、**資産運用関係費用**や、**保険関係費用**のうち危険保険料に相当する費用および基本保険金額を最低保証するための費用が控除されます。(ご負担いただく費用については、11ページをご覧ください。)

投資リスクについて

- ◆この保険は、満期保険金額、解約返戻金額等が特別勘定の運用実績に基づいて変動(増減)するしくみの生命保険です。特別勘定資産は主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、この保険には資産配分リスク・価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク・流動性リスク等の投資リスクがあります。そのため、株価や債券等の価格の下落・為替の変動等により、満期保険金、解約返戻金等のお受け取りになる金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、ご契約者様に損失が生じるおそれがあります。
- ◆これらの投資リスクはすべてご契約者様に帰属します。特別勘定資産の運用成果がご契約者様の期待どおりでなかった場合でも、当社または生命保険募集人等の第三者がご契約者様に何らかの補償・補填をすることはありません。
- ◆運用対象・運用方針の異なる複数の特別勘定の中から、お客様のご判断で投資対象となる特別勘定をお選びいただけます。また、ご契約後に特別勘定への保険料の繰入割合を変更し、または積立金の移転(スイッチング)を行う場合、特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が変わることがあります。
- ◆資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載していますのでご覧ください。

ご注意

- 特別勘定における効率的な資産運用が困難となる等のやむを得ない場合には、ご契約者様保護の観点から、以下のお取扱いをすることがあります。
 - ・特別勘定の主な投資対象となる投資信託が繰上げ償還になる等の場合、当該特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合することがあります。この場合、廃止する特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転いただけます。
 - ・特別勘定の主な投資対象となる投資信託の純資産総額が少額となったり、信託財産上限額に達する等の場合、当該特別勘定への保険料の繰入れ、積立金の移転(スイッチング)を停止することがあります。
- 特別勘定の主な投資対象となる投資信託、特別勘定の運用方針、運用会社等は将来変更することがあります。
- 特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合する場合、廃止または統合する日の1か月以上前に、ご契約者様に通知します。

5 ご負担いただく費用について

(1) 保険関係費用

項目	控除する時期等
①保険契約の締結および維持に必要な費用	特別勘定に繰り入れる際に保険料から控除します。
②保険料払込みの免除に関する費用	特別勘定に繰り入れる際に保険料に対して 0.2% をその保険料から控除します。
③死亡保険金・高度障害保険金を支払うための危険保険料に相当する費用	契約日および月単位の契約応当日が到来するごとに、その日の始めに積立金から控除します。
④基本保険金額を最低保証するための費用	毎日その日の終わりに積立金額に対して 年率0.375% を積立金から控除します。

- 保険関係費用のうち、上記①および③の費用は、被保険者様の年齢・性別・保険期間等によって異なります。また、上記③の費用は月単位の契約応当日の前日における積立金額や月単位の契約応当日における被保険者様の年齢等によって計算されるため、保険契約締結後も変動します。そのため、上記①および③の費用を具体的な金額や割合で表示することはできません。

(2) 資産運用関係費用

- 特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額から毎日控除します。

特別勘定	費用(信託報酬)
	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して
バランス40型	年率 0.1980% (税抜0.180%)
バランス60型	年率 0.1980% (税抜0.180%)
国内株式型	年率 0.1760% (税抜0.160%)
外国株式型	年率 0.2200% (税抜0.200%)
外国債券型	年率 0.1980% (税抜0.180%)
新興国株式型	年率 0.3740% (税抜0.340%)
海外REIT型	年率 0.4400% (税抜0.400%)
マネー型	金利情勢、投資対象とする短期金融商品によって変動します。

- 資産運用関係費用は、主な投資対象となる投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、監査報酬、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかりますが^(※1)、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額から控除されます。したがって、お客様はこれらの費用をこのご契約が保有する持分に依りて間接的に負担することになります。なお、資産運用関係費用は、運用手法の変更・運用資産額の変動・消費税率の変更等により将来変更される可能性があります。

(※1) 海外REIT型の場合、左記の他、当社が投資信託の解約を行う際に、当社が解約した金額の0.3%が信託財産留保金として控除されることにより、特別勘定資産が減少します。

(3) 解約・減額時にご負担いただく費用

- 解約日または減額日における保険料の払込年月数が10年未満の場合、解約日または減額日の積立金額から控除します。

項目	費用
解約控除 ^(※2)	解約日または減額日における保険料の払込年月数が10年未満の場合に、基本保険金額またはその減額分に対して保険料の払込年月数により計算した額

- 解約控除額は基本保険金額・保険料払込期間・保険料の払込年月数等によって異なるため、具体的な金額を表示することができません。

(※2) 自動延長定期保険・変額払済保険・定額払済保険に変更する場合でも、保険料の払込年月数が10年未満のときは、変更後のご契約に充当する解約返戻金等に解約控除がかかります。

(4) 年金支払特約にもとづく満期保険金の年金受取時にご負担いただく費用

- 毎年の年金お支払いの基準日に責任準備金^(※3)から控除します。

項目	費用
年金管理費	毎年お支払いする年金額に対して 0.45% ^(※4)

(※3) 責任準備金とは、将来の保険金・給付金・年金等をお支払いするために、当社が積み立てておくお金をいいます。

(※4) 2020年10月現在。年金基金設定日の年金管理費率が適用されるため左記と異なることがあります。

◆この保険にかかる費用の合計額は、(1)保険関係費用および(2)資産運用関係費用の合計額です。ただし、上記(3)または(4)の場合は、その費用をあわせてご負担いただきます。

6 「みらい」の選択肢

選択肢1 満期保険金受取り方法の選択肢

一時金でお受け取り



満期保険金を一時金としてお受け取りいただくことができます。

年金でお受け取り[年金支払特約]



満期保険金を10年間にわたり年金としてお受け取りいただくことができます。

お支払いする年金	年金のお支払いの基準日	お受け取りになる人
第1回年金	満期保険金のお支払事由が生じた日(「年金支払開始日」といいます。)	年金受取人 (満期保険金の受取人)
第2回以降の年金	年金支払期間中の年金支払開始日の年単位の応当日 ^(※)	

(※)年金支払開始日以降に年金受取人が死亡された場合は、死亡時未払年金受取人に未払年金の現価をお支払いします。死亡時未払年金受取人とは、死亡した年金受取人の法定相続人等となります。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- 満期保険金のお支払事由が生じた日を年金基金設定日(年金支払開始日)として、満期保険金の全部を年金基金に充当します。(年金充当割合は100%のみとし、満期保険金の一部のみを充当することはできません。)
- 年金額は、年金基金設定日における当社の定める率により年金基金をもとに計算されます。ただし、年金額が当社の定める金額に満たない場合には、年金のお支払いは行わず、満期保険金を一時金でお支払いします。
- 年金支払開始日以降でも、将来の年金受取に代えて、その年金の現価を一括してお受け取りいただけます。

ご注意

- 積立金額は特別勘定の運用実績に応じて毎日変動(増減)するため、満期保険金のお支払事由が生じた保険期間満了時の積立金額を計算した後で年金額が確定します。このため、**第1回年金のお支払いは、年金支払開始日より後になります。**
- 年金支払開始日以後は特別勘定による運用は行いません。**
- この特約は満期保険金のお支払事由発生前に限り付加することができます。
- 年金受取時には年金管理費をご負担いただけます。詳細は11ページをご覧ください。

満期保険金お受け取り時のご注意

被保険者様が保険期間満了時に生存していたときにお支払いする満期保険金は、保険期間満了時の積立金額と同額とし、お払込保険料の合計額を下回ることがあります。**満期保険金に、最低保証はありません。**

選択肢2 保障の選択肢

一生涯の保障(終身保険)に変更

終身保険

保険期間中または保険期間満了日の翌日に、保険料を一時払とする終身保険に変更することができます。終身保険の保険金額は変更時に確定し、その後は変動しません。

マーケットリンクから終身保険への変更

以下の条件をすべて満たす場合に、当社のお取扱範囲内で変更を行うことができます。

- ご契約日から10年以上経過し、被保険者様の年齢が60歳以上であること。
- 終身保険のご契約者様・被保険者様は、マーケットリンクのご契約者様・被保険者様と同一であること。
- 終身保険に変更する日までのマーケットリンクの保険料がすべて払い込まれていること。

変更時の基本的なお取扱い

- 終身保険の一時払保険料のお払込みに充当する金額は変更するタイミングにより下記①②のいずれかとなります。
①保険期間中:変更日の前日における積立金 ②保険期間満了日の翌日:満期保険金
- 終身保険の保険金額は、上記金額を一時払保険料のお払込みに充当することにより計算します。ただし、変更日におけるマーケットリンクの保険金額を限度とし、この金額を超える場合は、上記金額のうち超える部分に相当する金額を払い戻します。
- 終身保険へ変更する場合、被保険者様の同意が必要ですが、診査(または告知)は必要ありません。
- 終身保険の保険料については、変更時の被保険者様の年齢により計算され、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、マーケットリンクと異なることがあります。

はじめに

特長

ご契約例

特別勘定

費用

選択肢

各種サービス

投資について

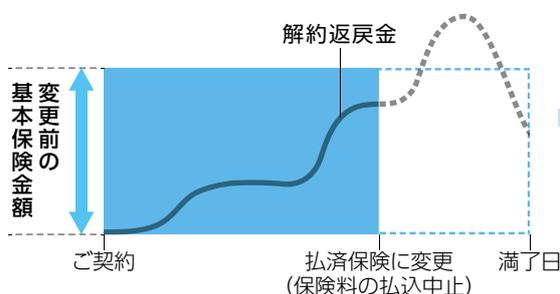
6 「みらい」の選択肢

選択肢3 その他の選択肢

払済保険への変更

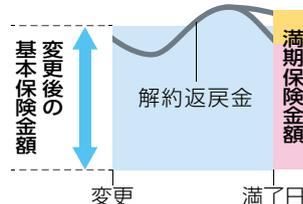
保険料のお払込みが困難になった場合等、当社所定の範囲で保険期間の途中から保険料のお払込みを中止し、解約返戻金をもとにして、変額払済保険もしくは定額払済保険に変更いただくことができます。

払済保険のイメージ 下図はイメージ図であり、将来の保険金・返戻金のお支払額を保証するものではありません。



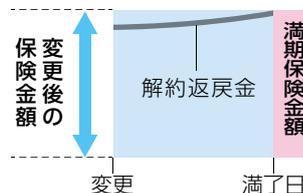
① 変額払済保険

- ・ご契約日から5年以上経過している必要があります。
- ・変更後も特別勘定による運用を行います。



② 定額払済保険

- ・変更後は特別勘定による運用を行いません。



払済保険のお取扱いについて

- 下記のとおりのお取扱いとなります。

項目	内容
変更日	請求に必要な書類 ^(※1) を当社が受け付けた日
変更後の保険金額	変更日の解約返戻金を充当して計算します。 変更後の基本保険金額(または保険金額)が、変更前の保険金額 ^(※2) を超えるときは、変更前の保険金額と同額とし、解約返戻金 ^(※3) の残額をご契約者様にお支払いします。
変更後の保険期間	変更前のご契約の保険期間満了日まで

(※1) 完備された請求書類のことをいいます。

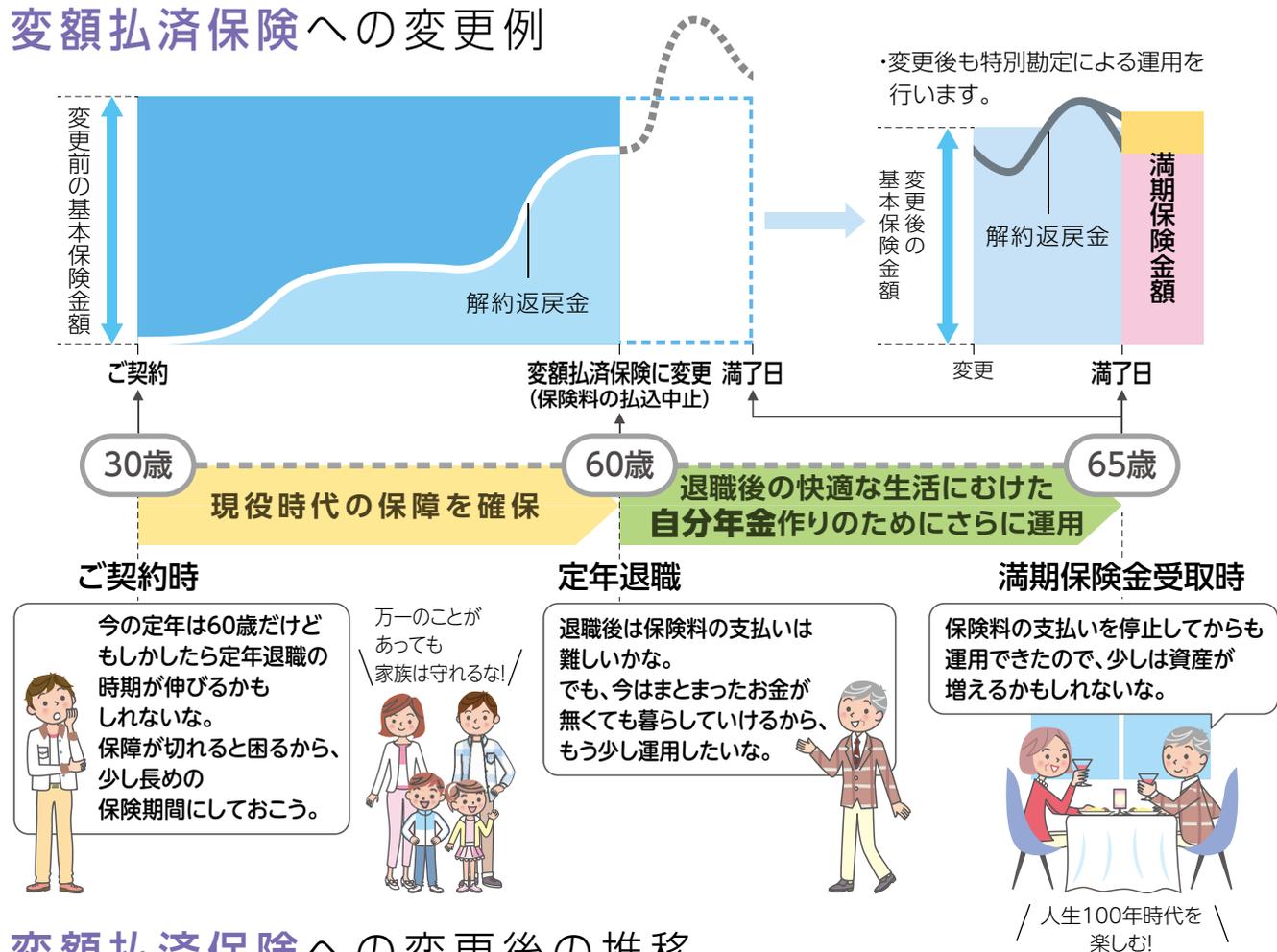
(※2) 変更前の保険金額とは、変更日の前日の基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額をいいます。

(※3) 契約者貸付がある場合、その元利金を解約返戻金から差し引きます。

ご注意

- ご契約後10年未満で払済保険への変更をされる場合は、解約控除がかかります。
- 変更後の基本保険金額(または保険金額)が変更前の保険金額^(※2)を超える場合で、以下のいずれかに該当していることをご契約者様が知っているときは、払済保険への変更は取り扱いません。
 - ・被保険者様が当社所定の危篤状態に該当していること
 - ・被保険者様が余命6か月以内と判断されていること
- 払済後の基本保険金額(または保険金額)が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。また、他のご契約との保険金額の通算等によって、お取扱いが制限される場合があります。
- 払済保険への変更日からその変更日の属する月の末日までの間に次のいずれかの事由が生じたときは、払済保険への請求がなかったものとして取り扱います。
 - ① 被保険者様が死亡されたとき
 - ② 被保険者様が支払事由に該当したことにより、高度障害保険金が支払われるとき
 - ③ 被保険者様が保険料払込みの免除事由に該当したことにより、保険料の払込みが免除されるとき
- 変更後は元のご契約に戻すことはできません。

変額払済保険への変更例



変額払済保険への変更後の推移

ご契約例 ご契約年齢 ▶ 30歳(男性) 保険期間 ▶ 65歳 月払保険料 ▶ 19,130円
 2020年10月1日現在 基本保険金額 ▶ 1,000万円 保険料払込期間 ▶ 65歳 (口座振替) ▶ 19,130円

単位:万円未満は切捨て

変額払済保険への変更時の年齢:60歳

	特別勘定の運用実績			
	-2.75%	0%	2.75%	5.5%
変額払済保険への変更後の死亡・高度障害保険金額	386	574	894	1,304

変額払済保険変更後の経過年数	特別勘定の運用実績			
	-2.75%	0%	2.75%	5.5%
1年	331	507	810	1,214
2年	321	505	830	1,277
3年	311	504	850	1,345
4年	302	502	872	1,416
5年	293	501	894	1,491

・上記の例表の数値は、特別勘定の運用実績が例示の利率(-2.75%、0%、2.75%、5.5%)で保険期間を通して一定に推移したものと仮定して2020年10月1日現在を変更日として計算したもので、確定数値ではありません。実際の解約返戻金額は、運用実績により変動(増減)しますので、**将来のお支払額をお約束するものではありません。**

・例示の利率は保険関係費用・資産運用関係費用を控除した後の年換算の運用利回りです。また、例示の利率は運用実績の上限または下限を示すものではありません。運用実績が-2.75%を下回る場合もあります。

・払込保険料から一定の費用を控除した金額が特別勘定に繰り入れられ、その後も一定の費用が特別勘定の積立金から控除されます。費用の詳細は11ページまたは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

7 各種お手続きや運用実績等のご確認

保険料の繰入割合の変更および積立金の移転(スイッチング)のお手続き

- 保険料の繰入割合の変更および積立金の移転(スイッチング)は、以下の方法でお手続きいただけます。

	 インターネット	 書面 書面のご請求はお電話 (変額保険テレホンサービス)にて承ります。	 電話 変額保険 テレホンサービス
保険料の繰入割合の変更 (これから支払う保険料の繰入割合を変更します。)	○	○	×
積立金の移転(スイッチング) (現在の特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転します。)	○	○	○ (*)

(*)ご契約者様が法人の場合は、インターネット・書面によるお手続きのみとなります。(電話によるお手続きはできません。)

- インターネット・電話による積立金の移転(スイッチング)は、お手続きいただく時間帯に応じて下表の日を受付日として取り扱います。

お手続きを完了した時刻	受付日
平日15時前(15時を含みません。)に当社がお手続きを完了した場合	当日を受付日とします。
平日15時以後に当社がお手続きを完了した場合	翌営業日を受付日とします。

(注)土曜、日曜、祝日および年末年始は、翌営業日を受付日として取り扱います。

- スwitchングを実行する日は、スイッチング受付日の翌営業日です。

特別勘定の運用実績等の確認方法

- ご契約者様はご契約内容、特別勘定の資産の運用状況等について、インターネット、郵送、電話等でご確認いただくことができます。

 インターネット	 郵送	 電話
当社ホームページへアクセスいただく	当社より定期的に郵送	変額保険テレホンサービスへお電話いただく
当社のホームページ 各特別勘定のユニットプライス ^(※1) や運用実績等をご確認いただけます。 ご契約者さま専用ページ <ul style="list-style-type: none"> ● お客様が選択した特別勘定の運用状況やご契約内容をご確認いただけます。 ● 繰入割合の変更、積立金の移転等の各種お手続きをご利用いただけます。 	ご契約状況のお知らせ 年4回、ご契約内容、保障内容、積立金額の推移等についてお知らせします。 特別勘定の現況 年1回、特別勘定の運用経過、資産の内訳等、1事業年度における特別勘定の詳細をお知らせします。	専任オペレーターが承ります。 契約内容のご確認、各種お手続きのご案内について、専任のオペレーターが承ります。積立金額や解約返戻金等、現在の運用状況やご契約内容をご確認いただけます。

(※1)ユニットプライスとは、特別勘定で管理されている資産の1ユニットあたりの価格をいいます。

インターネットで利用できる「ご契約者さま専用ページ」

「ご契約者さま専用ページ」は、ご契約者様を対象とした、いつでもご利用いただけるインターネットサービスです。ご契約内容や最新の運用状況をご確認いただくことができます。

東京海上日動あんしん生命のホームページ
(変額保険・変額年金保険情報サイト)

<https://fl.tmn-anshin.co.jp/>

ログイン方法

1

マーケットリンクの契約成立後、当社より「**ご契約者さま専用ページ(変額保険・変額年金保険)パスワード発行のお知らせ**」が簡易書留で届きます。

※ご契約成立後、自動的にログインIDと仮パスワードを発行いたしますのでご契約者様のお申込みは不要です。
ただし、ご契約者様が法人または未成年の場合は、書面によるお申込みが必要です。巻末の**変額テレホンサービス**までご連絡ください。

2

当社の「**変額保険・変額年金保険情報サイト**」の「**ご契約者さま専用ページ ログイン**」ボタンをクリックしてください。

3

ログイン画面にて、届いた**ログインID**／**仮パスワード**を入力してください。
仮パスワードを変更していただき、すぐにサービスをご利用いただけます。

サービス内容

「ご契約者さま専用ページ」ではご契約者様に次のようなサービス等を提供いたします。

今の運用実績は
どうなっているんだろう?

ご契約内容の ご確認

ご自身のご契約の最新の運用実績を確認することができます。



今の特別勘定の
積立金の割合を
変更したいんだけど…

積立金の移転 (スイッチング)

年12回
まで
(無料)

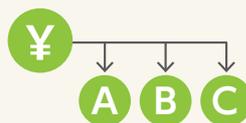
既に特別勘定で運用されている積立金を他の特別勘定へ移転(スイッチング)することができます。



これから支払う保険料の
特別勘定への繰入割合を
変更したいんだけど…

保険料の 繰入割合の変更

これからお支払いいただく保険料の各特別勘定に振り分ける種類・割合を変更できます。



毎日、ユニットプライス^(※1)を
パソコンで見るのは
大変なんだけど…

メール配信 サービス

各特別勘定の最新ユニットプライスや積立金額等の情報^(※2)をご希望の配信タイミングでメールにてお届けするサービスです。いつでもどこでも確認できるので、大変便利です!



(※2) ユニットプライスや積立金額がご指定の値を上回った(もしくは下回った)時にメールをお届けするようにも設定することができます。その他、パスワードの変更・住所変更・生命保険料控除証明書の再発行申込み等もお手続きいただけます。

サービスご利用時間 月曜～土曜:24時間、日曜:6:00～24:00 ※ただし以下のサービスは9:00～21:00となります。

●繰入割合の変更 ●積立金の移転(スイッチング) ●住所変更 ●生命保険料控除証明書の再発行申込み

運用状況の確認

変額保険・変額年金保険情報サイトのマーケットリンクの商品ページより、最新のユニットプライスや特別勘定の運用状況をまとめた「**特別勘定のレポート**」をご覧ください。こちらの情報は「ご契約者さま専用ページ」にログインする必要はありません。

8 知っておきたい投資リスクのつき

キーワード

1 「長期投資」

運用期間は運用成果にどのような影響を与えるのでしょうか？

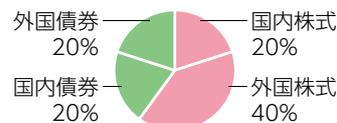
短期の運用では、収益率のブレ幅(リスク)が大きくなります。長期の運用になればなるほど、収益率の安定が期待できます。

※一定の条件のもとシミュレーションした結果であり、マーケットリンクの特別勘定の実際の運用実績ではありません。

また、今後の市場やリターンを予測したり、保証したりするものではありません。

一定期間運用した場合の運用成果とリターン(年率)の推移

バランス型1(株式重視型)の運用の例(モデルポートフォリオ)の場合

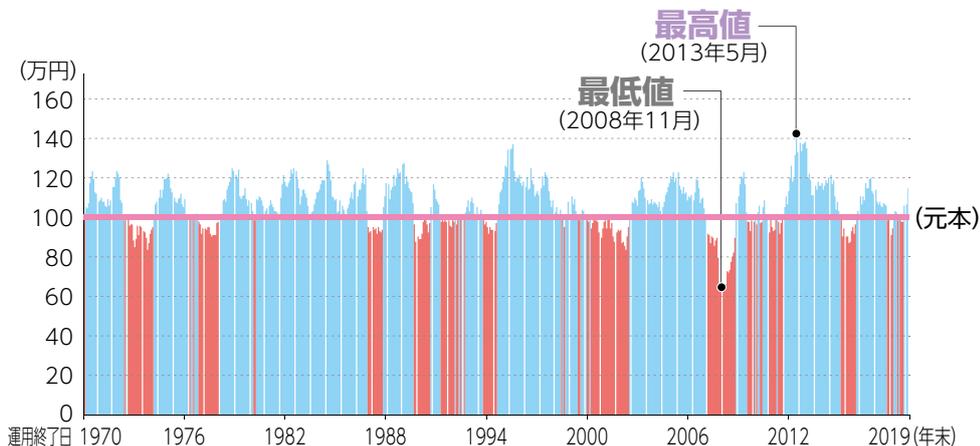


グラフは1969年12月末以降、毎月末から一括で100万円投資した場合の、1年後の運用成果を示しています。

1年間運用した場合の運用成果とリターン(年率)

	1年後の最終金額	リターン(年率)
最高値	142.5万円	42.5%
平均値	106.3万円	6.3%
最低値	64.7万円	-35.3%

元本割れの回数	589回中 179 回
---------	--------------------

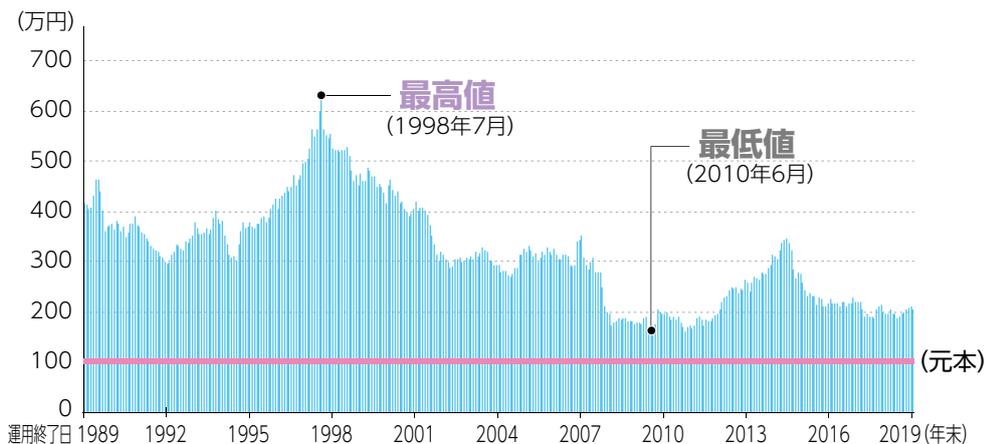


グラフは1969年12月末以降、毎月末から一括で100万円投資した場合の、20年後の運用成果を示しています。

20年間運用した場合の運用成果とリターン(年率)

	20年後の最終金額	リターン(年率)
最高値	623.7万円	9.6%
平均値	316.7万円	5.9%
最低値	162.2万円	2.4%

元本割れの回数	361回中 0 回
---------	------------------



<出所> 国内株式:東証一部時価総額加重平均収益率、外国株式:MSCIコクサイ(グロス、円ベース)、国内債券:野村BPI総合、外国債券:1984年12月以前はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン外国債券ポートフォリオ(円ベース)、1985年1月以降はFTSE世界国債(除く日本、円ベース)、バランス型:各資産については上記のとおり。毎月末日バランス。

・運用コスト:Morningstar Direct

運用コストとして、2019年12月時点の各資産の平均信託報酬率(日本籍公募投信の信託報酬の純資産総額加重平均値)を、全期間に対して用いています。運用コスト:国内株式:1.1%、国内債券:0.6%、外国株式:0.8%、外国債券:1.1%

・税金、及びリバランスに係る費用等の取引コストは考慮していません。利息・配当等は再投資したものと計算しています。

・上記条件のもとイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社にてシミュレーションした結果です。

・過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではありません。

Copyright©2020イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社。著作権等すべての権利を有する同社から使用許諾を得ています。

キーワード

2 「投資先の分散」

投資先の分散には2つの考え方があります。

特徴の異なる**複数の金融商品**に分散させる。

資産の分散

複数の地域に分散させる。

地域の分散

資産の好不調は、入れ替わっていくものです。

常に順位の高い資産に投資することができれば、大きなリターンを得られますが、値上がりする資産を、予測し続けることは困難です。

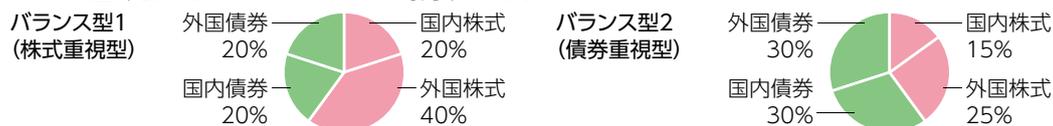
7種類の資産の年率平均リターンランキング

※過去の実績値を用いて算出した結果です。今後の市場やリターンを予測したり、保証したりするものではありません。

	1993~1995	1996~1998	1999~2001	2002~2004	2005~2007	2008~2010	2011~2013	2014~2016	2017~2019
1位	外国株式 9%	外国株式 28%	海外REIT 14%	海外REIT 14%	新興国株式 37%	バランス型2 (債券重視型) -7%	外国株式 22%	海外REIT 13%	外国株式 10%
2位	バランス型1 (株式重視型) 7%	海外REIT 11%	新興国株式 8%	新興国株式 11%	外国株式 16%	外国債券 -8%	海外REIT 17%	外国株式 7%	新興国株式 8%
3位	新興国株式 6%	バランス型1 (株式重視型) 11%	外国債券 3%	外国債券 7%	海外REIT 12%	バランス型1 (株式重視型) -10%	バランス型1 (株式重視型) 15%	国内株式 6%	国内株式 5%
4位	バランス型2 (債券重視型) 6%	外国債券 9%	バランス型2 (債券重視型) 2%	国内株式 4%	バランス型1 (株式重視型) 10%	新興国株式 -12%	国内株式 14%	バランス型1 (株式重視型) 5%	バランス型1 (株式重視型) 5%
5位	国内株式 6%	バランス型2 (債券重視型) 9%	バランス型1 (株式重視型) 2%	バランス型2 (債券重視型) 3%	国内株式 9%	国内株式 -15%	外国債券 13%	バランス型2 (債券重視型) 4%	海外REIT 5%
6位	外国債券 3%	新興国株式 -10%	外国株式 1%	バランス型1 (株式重視型) 2%	バランス型2 (債券重視型) 8%	外国株式 -15%	バランス型2 (債券重視型) 12%	外国債券 1%	バランス型2 (債券重視型) 4%
7位	海外REIT 2%	国内株式 -12%	国内株式 -2%	外国株式 -2%	外国債券 7%	海外REIT -15%	新興国株式 5%	新興国株式 0%	外国債券 1%

<出所> 国内株式:東証一部時価総額加重平均収益率、外国株式: MSCIコクサイ(グロス、円ベース)、新興国株式:MSCIエマージング(グロス、円ベース)、国内債券:野村BPI総合、外国債券:FTSE世界国債(除く日本、円ベース)、海外REIT:S&P先進国REIT(除く日本、円ベース)

バランス型:下記のモデルポートフォリオで毎月末リバランス



・運用コスト:Morningstar Direct

運用コストとして、2019年12月時点の各資産の平均信託報酬率(日本籍公募投信の信託報酬の純資産総額加重平均値)を、全期間に対して用いています。運用コスト:国内株式:1.1%、国内債券:0.6%、外国株式:0.8%、外国債券:1.1%、海外REIT:1.5%、新興国株式:1.7%

・税金、及びリバランスに係る費用等の取引コストは考慮していません。利息・配当等は再投資したものとして計算しています。

・上記条件のもとイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社にてシミュレーションした結果です。

・過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではありません。

Copyright©2020イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社。著作権等すべての権利を有する会社から使用許諾を得ています。

はじめに

特長

ご契約例

特別勘定

費用

選択肢

各種サービス

投資について

8 知っておきたい投資リスクのつき

キーワード

3 「時間の分散(積立投資)」

「時間の分散」には「ドルコスト平均法」が活用できます。

「ドルコスト平均法」は、毎月一定の金額で運用商品を購入する方法です。価格が高いときは購入数量が少なく、安いときは購入数量が多くなります。



Case study

「ドルコスト平均法」のポイントとは？

AさんとBさん、それぞれに4,000円が渡されました。この4,000円でリンゴを購入し、後に売却して利益をだすことを目指します。リンゴの価格は常に変動し、4回変動した後に5回目の価格で売却をします。

購入

Aさんは4,000円分をまとめて1回目に購入しました。(一括購入)

Bさんは1,000円分ずつ、4回に分けて購入しました。(ドルコスト平均法)

購入回数	1回目	2回目	3回目	4回目	購入したリンゴの総数
リンゴの価格	100円	200円	50円	100円	
Aさん 一括購入	40個 まとめて購入	0個 価格が高い分 少なく購入	0個 価格が低い分 多く購入	0個	40個
Bさん ドルコスト平均法	10個	5個	20個	10個	45個
	1,000円ずつ4回にわけて購入				

売却

5回目の価格は1個100円でした。

	元本	売却金額	利益
Aさん 一括購入	元本4,000円 40個	4,000円 (40個×100円)	0円
Bさん ドルコスト平均法	元本4,000円 45個	4,500円 (45個×100円)	500円

「1回目の価格」=「売却価格」ですが...

値下がり時に多くの個数を買えたため利益ができました。

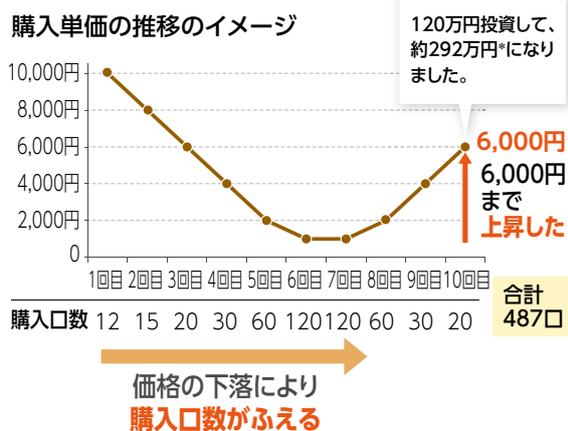
ドルコスト平均法のポイントは **投資の成果 = 「購入口数」 × 「最終価格」**

ドルコスト平均法のポイント。

価格の値下がり時に購入数量が増加し、値下がり後にある水準まで上昇することで、利益が発生しやすくなります。

ドルコスト平均法の効果が期待できるケース

毎回12万円ずつ10回積立投資をします。当初の購入単価は10,000円でしたが、1,000円まで下落し続けました。その後6,000円まで上昇すると利益はでるのでしょうか。



*10回目の購入価格がそのまま推移し評価となった場合の金額です。



ドルコスト平均法は、万能ではありません。

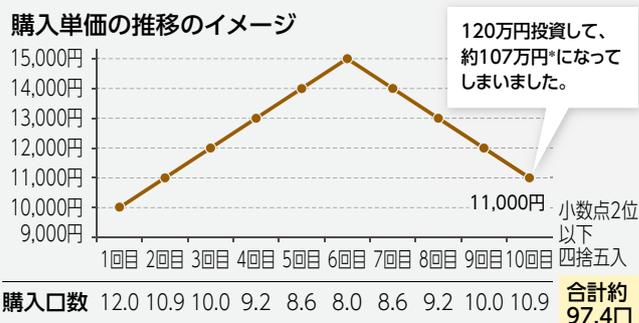
ドルコスト平均法は、利益を保証したり、どんな価格変動においても損失を防いでくれるものではありません。

価格が上昇し続ける場合

安価のうちに、一括購入するほうが利益を期待できます。

値上がりした後、ある水準まで下落する場合

購入単価は上がったものの、購入口数がへることにより、損失をこうむることがあります。



*10回目の購入価格がそのまま推移し評価となった場合の金額です。

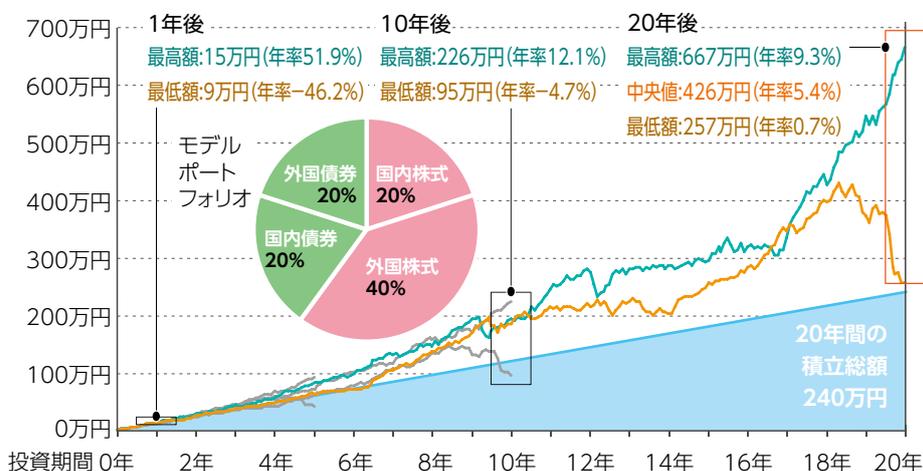
トピックス

「長期投資」「投資先の分散」「時間の分散(積立投資)」の効果

長期間にわたりさまざまな資産に毎月一定額を投資した場合、値動きが不安定な時期があるものの、投資価値合計は上向きになっています。

※一定の条件のもとシミュレーションした結果であり、実際の資産の運用実績ではありません。また、今後の市場やリターンを予測したり、保証したりするものではありません。

モデルポートフォリオに毎月1万円ずつ積立投資した場合の一定期間の資産額の推移 (1969年12月末～2019年12月末)



1969年12月末以降、毎月末から毎月1万円ずつ1年間、10年間、20年間、積立投資した場合の最終積立結果が最高値、最低値となったそれぞれの資産額の推移を示しています。分析期間数は、1年間で589、10年間で481、20年間で361です。Copyright©2020イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社。著作権等すべての権利を有する同社から使用許諾を得ています。

<出所>

国内株式:東証一部時価総額加重平均収益率、外国株式:MSCIコクサイ(グロス、円ベース)、国内債券:野村BP総合、外国債券:1984年12月以前はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン外国債券ポートフォリオ(円、ベース)、1985年1月以降はFTSE世界国債(除く日本、円ベース) 左記モデルポートフォリオで毎月末リバランス。

・運用コスト:Morningstar Direct 運用コストとして、2019年12月時点の各資産の平均信託報酬率(日本籍公募投資の信託報酬の純資産総額加重平均値)を、全期間に対して用いています。運用コスト:国内株式:1.1%、国内債券:0.6%、外国株式:0.8%、外国債券:1.1%

・税金、及びリバランスに係る費用等の取引コストは考慮していません。利息・配当等は再投資したものと計算しています。

・上記条件のもとイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社にてシミュレーションした結果です。

・過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではありません。

はじめに

特長

ご契約例

特別勘定

費用

選択肢

各種サービス

投資について

保障内容について

この保険で支払われる保険金および付加できる特約は以下のとおりです。特約はご契約に付加した場合のみ対象になります。

主契約・特約		お支払事由・特約の概要	お支払いする保険金額等
主契約 (新変額保険 (有期型))	死亡保険金	死亡したとき	基本保険金額または保険金の支払事由が生じた日の積立金額のいずれか大きい金額 ^(※1)
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	
	満期保険金	保険期間満了時に生存しているとき	保険期間満了時の積立金額と同額 ^(※1)
年金支払特約		満期保険金を一時金によるお支払いにかえて、年金でお支払いします。	
リビング・ニーズ特約		余命が6か月以内と判断されるときに特定状態保険金をお支払いします ^(※2) 。	
指定代理請求特約		被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。	

(※1) 死亡保険金、高度障害保険金、満期保険金はいずれか1つのみお支払いし、重複してはお支払いしません。

(※2) 「余命が6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味し、その判断は医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて当社が行います。また、特定状態保険金のご請求額は、主契約の基本保険金額以内かつ被保険者お一人について3,000万円を限度(他の保険契約と合算します。)とします。ただし、保険期間の満了前1年以内は、特定状態保険金のご請求はできません。

保険料の 払込免除	次の場合、将来の保険料のお払込みが免除となります。
	● 不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったとき

保険料・保険金・給付金等の税法上のお取扱い

2020年7月現在の税制・関係法令等に基づき作成している一般的な例です。今後、税務取扱い等が変わる場合もあります。また、個々のお客様の実際のご契約の税務取扱いにつきましては、所轄の税務署・税理士等専門家にご確認ください。

保険料 マーケットリンクの保険料は「一般生命保険料控除」の対象です。納税する方が保険料をお払い込みいただき、お受取人が「本人」あるいは「配偶者またはその他の親族」の場合に適用されます。

保険金・給付金 保険金・給付金等をお受け取りになる際には、所得税・相続税・贈与税のいずれかの税金がかかるもの、非課税となるものがあります。課税される税金は、ご契約者様(保険料負担者)・被保険者様・お受取人の関係で決まります。

①死亡保険金等お受取時の課税の取扱い

(1)死亡保険金をお受け取りになる場合

ご契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者様	被保険者様	お受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
ご契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) ^(※1)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

(2)満期保険金をお受け取りになる場合

ご契約形態	ご契約例			満期保険金を受け取る場合	課税の種類 年金支払特約により満期保険金を年金でお受け取りになる場合
	ご契約者様	被保険者様	お受取人		
ご契約者、被保険者、受取人が同一人	本人	本人	本人	所得税(一時所得) ^(※1)	所得税(雑所得) ^{(※1)(※2)}
ご契約者と受取人が別人	本人	本人	配偶者	贈与税	贈与税 ^(※3)
					所得税(雑所得) ^{(※1)(※4)}
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税	贈与税 ^(※3)
					所得税(雑所得) ^{(※1)(※4)}

(※1) 2013年1月1日から2037年12月31日まで、納付すべき所得税の額の2.1%が復興特別所得税として併せて課されます。

(※2) 課税所得が25万円以上の場合には、この課税所得に対して、10%の所得税が源泉徴収されます。

(※3) 年金受給権取得時に相続税法上の年金の受給権評価額に対して課税されます。

(※4) 年金受取時に課税されます。1年目の年金は非課税となり、2年目以降の年金のうち一部が課税対象となります。詳しくは税務署等にご確認ください。

②保険金・給付金等の非課税扱

- ご契約者様(保険料負担者)と被保険者様が同一人で、死亡保険金受取人が被保険者様の相続人の場合、死亡保険金に対して相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。
- 高度障害保険金、リビング・ニーズ特約の特定状態保険金等は、受取人が以下のいずれかに該当する場合、全額非課税扱となります。

・被保険者 ・被保険者の配偶者もしくは直系血族 ・生計を一にするその他の親族

解約返戻金・契約者配当金等について

解約返戻金

- 解約返戻金は、当社が解約に必要な書類を受け付けた日(解約日)の積立金額をお支払いします。ただし、解約日における保険料の払込年月数が10年未満の場合は、積立金額から解約控除額^(※3)を差し引いた金額をお支払いします。

(※3)解約控除額は、基本保険金額・保険料払込期間・保険料の払込年月数等により異なります。

- 解約返戻金の額は、特別勘定の運用実績に基づいて毎日変動(増減)し、運用実績によっては、払込保険料の合計額と比べて少額となる場合があります。(最低保証はありません。)特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

契約者配当金

この保険の主契約および特約については、契約者配当金はありません。

高額割引制度

基本保険金額が1,000万円以上の場合、高額割引制度にもとづく保険料の割引が適用されます。

ご検討に際してご留意いただきたい点

- この保険は生命保険商品であり、預金とは異なります。
- この保険は、満期保険金額、解約返戻金額等が特別勘定の運用実績に基づいて変動(増減)するため、ご契約者様に損失が生じるおそれがあります。
- 主契約および特約に関して「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消の場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。なお、高度障害保険金が支払われた場合、その後に死亡保険金・満期保険金の請求を受けても、死亡保険金・満期保険金はお支払いしません。
- ご契約の内容等によっては、お支払いする保険金額等がお払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。
- 実際のご契約内容(保険期間・基本保険金額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法等)につきましては、申込書等の該当箇所をご参照ください。

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款／契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款／契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「特別勘定のしおり」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申し込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ください。

- | | | | | | |
|--------|-------------|------------|-----------------|-----------------|---------|
| 主な記載事項 | ● 保険の特長としくみ | ● 特別勘定について | ● 諸費用について | ● 保険金・給付金等のお支払い | ● 解約返戻金 |
| | ● 特約について | ● クーリング・オフ | ● 健康状態・職業等の告知義務 | ● 保険会社の責任開始期 | ● 等 |

生命保険募集人について

- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。この保険(マーケットリンク)は、生命保険募集人のうち一般社団法人生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、一般社団法人生命保険協会に登録された者のみが募集を行うことができます。
- 当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約内容の変更等(保険契約の復活・特約の中途付加等)をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要になります。
- 当社の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、巻末の変額保険テレホンサービスまでご連絡ください。

保険金・給付金等を確実にご請求いただくために指定代理請求人をご指定ください。

指定代理請求とは

保険金・給付金等の受取人(=被保険者)が保険金・給付金等をご請求できない特別な事情がある場合や、保険契約者(=被保険者)が保険料のお払込免除のご請求ができない特別な事情がある場合等は、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が代理請求することができます。ご請求できない「特別な事情」とは、「傷害または疾病により、保険金・給付金等を請求する意思表示ができない場合」「傷病名の告知を受けていない場合」「その他これに準じた状態である場合」です。

代理請求をされる場合のご留意点

代理請求により、保険金・給付金等をお支払いした場合や保険料のお払込を免除した場合、被保険者にはその旨ご連絡はいたしません。保険金・給付金等のお支払い後や保険料のお払込免除後に、被保険者(または保険契約者)から契約内容についてのご照会があったときは、保険金・給付金等をお支払いした旨や保険料のお払込免除をした旨、回答せざるをえないことがあります。このため、被保険者(または保険契約者)に傷病名等を察知される可能性があることをご了承ください。詳しくは「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

保険金等の請求のご連絡先

- (変額保険)保険金請求受付専用ダイヤル

 **0120-765-322**

受付時間 平日9:00~17:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

あんしん生命のお客様へのサービス

この保険にご契約のお客様・ご家族は**無料**(*)でご利用いただけます。

サービスは予告なく変更される場合があります。各サービスは当社がグループ会社および提携会社を通じて提供します。詳細は、各サービスのチラシをご覧ください。

メディカルアシスト (各種医療サービス)

0120-363-992

緊急医療相談/一般の健康相談

24時間 365日対応

- 急に激しい頭痛。どうしたらいいの…
- もらった薬の副作用が知りたい。



医療機関案内

24時間 365日対応

旅行先で急病！
最寄りの病院を知りたい!!



がん専用相談窓口

事前にご予約ください

抗がん剤を投与する予定。
精神的にも体力的にも不安…



転院・患者移送手配

24時間 365日対応

出張先で倒れ入院。自宅近くの病院に転院したい…
(*)転院・移送の実費についてはお客様の負担となります。



予約制専門医相談

事前にご予約ください

持病の腰痛が気になる。
良い治療法はないかな…



人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

0120-633-877

受付時間 平日9:30~17:30
(土曜・日曜・祝日、8/12~8/16、12/29~1/5は休業となります。)

(*)受診費用の実費については、お客様のご負担となります。

がんお悩み訪問相談サービス

0120-363-992

予約受付
24時間
365日対応

介護アシスト 介護に関するご家族の負担を軽減するサービスです。

●電話介護相談

社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」*をご利用いただくことも可能です。
※お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、回答結果にもとづき、受診の勧奨や専門医療機関をご案内いたします。

0120-428-834

受付時間 平日9:00~17:00 (土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

●各種サービス優待紹介

高齢者の生活を支える各種サービス(家事代行等)を優待条件でご紹介します(*)。電話介護相談と合わせてご利用いただくことで、介護負担の軽減や高齢者ご本人の自立度の維持につながるサービスをご検討いただけます。

(*)サービスのご利用に係る費用はお客様のご負担となります。

●インターネットによる介護情報サービス

「介護情報ネットワーク」のホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関するさまざまな情報をご提供します。

「介護情報ネットワーク」

<https://www.kaigonw.ne.jp/>

デイリーサポート 趣味・レジャーから法律の相談等毎日の暮らしにお役に立つ情報をお届けします。

0120-285-110

(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

① 社会保険に関するご相談

公的年金等の社会保険に関するご相談に、提携の社会保険労務士等がわかりやすく電話でお応えします。

社会保険 受付時間 平日10:00~18:00

② 法律・税務に関するご相談

身のまわりの法律や税金に関するご相談に、提携の弁護士等が電話でわかりやすくお応えします。

法律 受付時間 平日10:00~18:00

税務 受付時間 平日14:00~16:00

③ 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報、マナー・冠婚に関する情報、各種スクール情報等、暮らしに役立つさまざまな情報を電話でご提供します。

暮らし 受付時間 平日10:00~16:00

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005
<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<ご相談・お問合せ>

あんしん生命 変額保険テレホンサービス

0120-517-104

受付時間 平日 9:00~17:00

(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

